

地域福祉活動（たすけあい活動）助成金交付要綱

＜芽室町社会福祉協議会＞

（目 的）

第1条 この要綱は、行政区単位に実施するたすけあい活動に対する助成金の交付に関し必要な事項を定める。

（行政区の指定）

第2条 助成を受けようとする行政区は、あらかじめ芽室町社会福祉協議会（以下「協議会」という）に活動届を提出するものとする。

2 前項の指定は、同一行政区1箇所に限るものとする。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、次の内容により3万円の範囲内で交付する。

助成金の総額は本会の予算の範囲内とし、財源については、赤い羽根共同募金配分金と社会福祉協議会財源（会費・寄附金）とする。

1. 均 等 割：活動届を提出し、活動している行政区に対し3,000円支給する。
2. 世 帯 数 割：活動対象世帯数により助成する。（助成額は別表1のとおり）
3. 活動内容割：以下の活動内容等により助成する。（助成額は別表2のとおり）

①交流活動（食事会、世代間交流、サロンの実施など。なお、ラジオ体操は開催日数にかかわらず1回とする。また、総会は含まないものとする。）

②研修活動（福祉に関する勉強会、講習会の開催など）

③在宅福祉活動（軽易な家事援助などの生活支援、声かけや安否確認等の見守りなど）

（助成金の申請）

第4条 助成金の申請受付期間は、毎年6月1日から6月30日とし、助成金交付申請書（前年度の実績及び収支決算書が載る総会資料等を添付）を協議会に提出することとする。

【助成金の審査】

第5条 助成金の審査は、協議会の三役会議（三役・総務担当課長）により実施する。

2 審査会は7月に開催する。

（助成金の決定）

第6条 助成金の決定は、申請書に添付された前年度の実績に基づき、決定する。

(会計処理)

第7条 事業及び会計年度は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 助成金の交付を受けた行政区は、助成金を目的以外に支出することなく、活動費の収支内容を明確にした会計処理を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項で必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年6月1日から適用する。

この要綱は、平成29年6月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(第3条・第5条改正)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表1

地域福祉活動（たすけあい活動）助成金 世帯割算定一覧表

世 帯 数	助 成 額
1～ 10世帯	1, 000円
11～ 20世帯	2, 000円
21～ 30世帯	3, 000円
31～ 40世帯	4, 000円
41～ 50世帯	5, 000円
51～100世帯	6, 000円
101～150世帯	7, 000円
151～200世帯	8, 000円
以下50世帯を増すごとに	1, 000円を加算

別表2

地域福祉活動（たすけあい活動）助成金 活動内容割算定一覧表

活動内容	内容詳細	助成額
交流活動	食事会、世代間交流、サロンなどを年間1回実施	1,000円
	上記内容を年間2回実施	2,000円
	上記内容を年間3回実施	3,000円
	上記内容を年間4回実施	4,000円
	上記内容を年間5回実施	5,000円
	上記内容を年間6回実施	6,000円
	上記内容を年間7回実施	7,000円
	上記内容を年間8回実施	8,000円
	上記内容を年間9回実施	9,000円
	上記内容を年間10回実施	10,000円
	上記内容を年間11回実施	11,000円
	上記内容を年間12回以上実施	12,000円
研修活動	福祉に関する勉強会、講習会などを年間2回以下実施	2,000円
	上記内容を年間計3回以上実施の場合	3,000円
在宅福祉活動	軽易な家事援助などの生活支援	5,000円
	独居及び高齢者世帯への声かけ、安否確認などの見守り	2,000円